

京都市学校歴史博物館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第19号

京都市学校歴史博物館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市学校歴史博物館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

博物館に京都市学校歴史博物館条例（以下「条例」という。）第3条に規定する館長のほか、事務局長、課長及び係長を置く。

第2条第2項中「特に必要があるときは、」を削り、「首席指導主事」の右に「、指導主事」を加え、同条第3項中「前2項のほか、必要な」を「特に必要があるときは、前2項のほか、職員又は」に改める。

第3条第7項中「その他の職員」を「前条第3項に規定する職員又は嘱託」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「事務局長、」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事務局長は、上司の命を受け、博物館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)